

第7章 都市づくりの地域別方針

この地域別方針は、三笠市都市計画マスタープランの対象区域を下表にある6地域に区分し、「都市づくりの部門別方針」を基本に、各地域がそれぞれ歩んできた歴史や特性に基づきながら、住民にとって、より身近な地域独自の課題、テーマにそった都市計画の方針を示します。

地域区分

地域名	字町名	都市計画区域
岡山・萱野	岡山・萱野・大里	区域内
三笠	達布・川内・いちきしり・本郷町・宮本町・榑町・高美町・柏町・若草町・美園町・若松町・堤町・幸町・多賀町・有明町・美和町・本町	区域内
幌内	幌内初音町・幌内新栄町・幌内北星町・幌内春日町・幌内月光町・幌内中央町・幌内住吉町・幌内金谷町・幌内町3丁目・幌内町2丁目・幌内町1丁目・幌内末広町・幌内奔幌内町・幌内本沢町	区域内
唐松・清住	唐松青山町・唐松栄町1丁目・2丁目・3丁目・唐松千代田町1丁目・2丁目・唐松町1丁目・2丁目・唐松常盤町・唐松緑町・唐松春光町・清住町・東清住町	区域内
弥生・幾春別	弥生藤枝町・弥生柳町・弥生双葉町・弥生橘町・弥生町1丁目・2丁目・3丁目・弥生桃山町・弥生花園町・弥生並木町・弥生桜木町・幾春別千住町・幾春別滝見町・幾春別中島町・幾春別町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・幾春別栗丘町・幾春別山手町・幾春別川向町・幾春別錦町1丁目・2丁目	区域内
奔別・桂沢	奔別町・奔別新町・奔別旭町・奔別川端町・奔別川沿町・奔別鳥居沢町・奔別中の沢町・奔別沢・奔別本沢町・西桂沢・桂沢	区域外

1 岡山・萱野地区

(1) めざすべき市街地像

「産業・交流地区 西の玄関口」

本市の生産流通拠点地域として、工業、農業、流通サービス業を主体に地域の振興を図るとともに、大型商業施設やサンファーム周辺再開発を起爆剤に交流機能を持った拠点としての整備を進め、新たな人口定着を促す地域として位置づけます。

(2) 地域別の方針

○広々とした工業団地やまとまりのある農用地での生産活動を促進するとともに、大型商業施設の進出、サンファーム三笠の周辺開発や小中一貫教育の取組など、新たな展開による、交流・定住人口の増加を図り、活気あふれる地域をめざします。

○住居系土地利用については、大型商業施設の近隣地区に、定住化をめざした利便性の高い集合住宅や戸建用住宅団地を展開しています。また、岡山・萱野小中一貫校の展開にあわせ、既存住宅団地から旧萱野駅周辺地域を特徴のある住宅地として市外からの移住者を含め定住化の促進をめざすこととし、それぞれの地区の発展方向を見定め、必要に応じて耕作放棄地や未利用地などからの転換を図ります。

○工業系土地利用については、工業専用地域、工業地域、準工業地域のそれぞれの用途地域内において企業誘致の促進を図るとともに、工業系土地利用としての合理性を確保しつつ、他の土地利用との複合化を検討するなど、職住近接に対応した土地利用により、工業系就労者等の良好な住環境を整備することで雇用の場を創出し、活気あふれる地域をめざします。

○農業系土地利用については、農地の流動化を図るなどにより、農用地として保全を図ることとしますが、農地として利用が困難となった土地については、地域における土地利用の動向等を踏まえ、土地利用の保全方策について総合的に検討します。

○交通量が増加している主要道道三笠栗山線（国道12号との交差周辺）の改良整備の促進を北海道へ要望します。

○「サンファーム三笠」周辺を観光や交流の拠点として魅力づくりを進めます。

○市道達布岡山線の整備を促進するとともに、クライנגルテンに代表される景観や自然環境を生かした住宅地の整備を進め、新たな市外移住者の定住化を図ります。

【土地利用の方針】

○都市的土地利用

・住居系土地利用

当地区の発展方向を見定め、一般住宅地として土地利用を図ります。

・工業系土地利用

現在の用途地域を基本に工業団地の分譲を促進するとともに、他の土地利用との複合化について検討し、職住近接に対応した土地利用を図ります。

○自然的土地利用

・農地

当地区の発展方向を見定め、農地の流動化を図るなどにより、地区内の風土に見合った農用

地として保全を図ることとしますが、農地として利用が困難となった土地については、地域における土地利用の動向等を踏まえ、土地利用の保全方策について総合的に検討します。

- ・ 山林

保全を原則とします。

【都市施設の整備方針】

- ・ 交通体系の整備方針

主要道道三笠山線の改良整備の促進を北海道へ要望します。

老朽化した橋の適切な整備を検討します。

市道達布岡山線の整備を促進します。

- ・ 公園緑地の整備方針

公園施設の計画的更新を行います。

- ・ 公共下水道の整備方針

水洗化率100%をめざし、水洗化の推進を進めます。

- ・ 汚水処理

公共下水道区域外は、合併浄化槽の普及促進を図ります。

- ・ 河川の整備方針

提外地の遊歩道の整備促進を要望します。

河畔林の保全を要望します。

- ・ 旧 JR 幌内線 復元された旧萱野駅舎

- ・ 住民主体活動 旧萱野駅舎、花の道公園の維持管理

- ・ 郷土芸能 岡山傘おどり

- ・ 幾春別川 頭首工の魚道



2 三笠地区

(1) めざすべき市街地像

「三笠の顔 中心市街地」

三笠市の商業、業務活動の中心地区として、また、自然環境と調和したゆとりある住居環境を守り、当市の核となる地域をめざします。

(2) 地域別の方針

○三笠市の中心市街地としてふさわしい緑を大切にした都市景観の形成と生活の利便性を高め都市機能の充実を図ります。

○分譲中の宅地の分譲促進に努め、当地区への誘導を促進します。

○冬期間でもゆとりのある居住環境を確保するため、低層の老朽化した公営住宅を除却し、公営住宅の再編成を進めます。具体的には、幸町・若松町の整備に引き続いて、榊町も、中層を中心とした建替えを行っていきます。

○市街地のほぼ中央に位置する「中央公園」周辺部を中心として、人がウキウキと外出したくなるような雰囲気づくりを行います。

○商業地として利用が図れない地域は、土地利用の実態を把握したうえ住居系用途への変更を検討するなど、用途地域等の見直しを行います。

○本郷町から幸町までの3・3・1 岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）沿いは、準工業地域、商業地域として沿道型サービス施設立地ゾーンとして利用を図ります。

○用途地域内農地は、後継者の確保や農地の流動などの状況を踏まえ、都市的土地利用への転換を誘導する農地と市街地内の貴重な緑として保全を図る農地を見極めながら、それぞれの土地利用を進めます。

○市街地近郊の山林は、林業の振興とともに里山的な利用を図ります。

○三笠運動公園は、隣接する幾春別川の「桜づつみ」や、「パークゴルフ場」との一体的な活用によって魅力を高め、市民の運動レクリエーションの場として利用の促進を図ります。

○いちきしり神社の「鎮守の森」、「千人塚史跡公園」、「三笠グリーンパーク」、「美園緑地公園」などの市街地内の緑地は、身近な自然として野鳥などが訪れ、市民のいこいの場となっており、今後も保全を図ります。

【土地利用の方針】

○都市的土地利用

・住居系土地利用

現在の用途地域を基本としてゆとりある住環境を守ります。

・工業系土地利用

現在の用途地域を基本とします。

・商業系土地利用

現在の商業地域の一部を縮小し、住居系に変更します。

○自然的土地利用

・農地

用途地域内農地については、後継者の確保や農地の流動などの状況を踏まえ、都市的土地利用への転換を誘導する農地と市街地内の貴重な緑として保全を図る農地を見極めながら、それぞれの土地利用を進めます。用途地域外農地については、保全を原則とします。

- ・山林

保全を原則とします。伐採後の民間所有の山林は林地復元を指導します。

【都市施設の整備方針】

- ・交通体系の整備方針

一般道道岩見沢桂沢線の改良整備の促進を北海道へ要望します。

未整備都市計画道路の必要性を再検討します。

老朽化した橋の適切な整備を検討します。

市営バスの運行内容を利用実態に応じて随時見直します。

- ・公園緑地の整備方針

三笠運動公園の利用を促進します。

公園施設の計画的更新を行います。

都市計画緑地の維持、保全に努めます。

- ・公共下水道の整備方針

水洗化率100%をめざし、水洗化の推進を進めます。

- ・公営住宅の整備の方針

榊町地区の建替えを進めるとともに、まちなか居住の推進を図ります。

- ・河川の整備方針

市来知頭首工の魚道の整備を促進します。

河畔林を大切に保全します。

○その他

- ・ヌッパの沢の蛭 市街地近郊の自然発生した蛭の生息地

- ・歴史的史跡 空知集治監のレンガ煙突、千人塚史跡公園、いちきしり神社

- ・北海盆唄、北海盆おどり

3 幌内地区

(1) めざすべき市街地像

「鉄道と炭鉱の歴史 文化地区」

北炭幌内炭鉱と幌内鉄道の歴史に育まれた地区であり、歴史を大切に保存していく地域として位置づけます。

(2) 地域別の方針

○3・3・2 三笠幌内通（一般道道三笠栗沢線）を主軸に良好な住居環境と周辺の自然環境を保全します。

○無人地域で将来的な土地利用計画の無い地域については、用途地域を縮小すると併せて、道路、公園緑地、下水道など都市施設についても適正配置の検討を行います。また、縮小した区域については、無秩序な開発を抑制する必要がある場合、特定用途制限地域の指定等を検討します。

○三笠鉄道村は、歴史と観光を結びつけるため、新たな魅力づけにも取り組みます。

【土地利用の方針】

○都市的土地利用

- ・住居系土地利用

現在の用途地域を縮小します

○自然的土地利用

- ・山林

保全を原則とします。

【都市施設の整備方針】

- ・交通体系の整備方針

市営バスの運行内容を利用実態に応じて随時見直します。

- ・公園緑地の整備方針

利用度の低い公園については、全市的な公園の適正配置を検討します。

公園施設の計画的更新を行います。

- ・公共下水道の整備方針

水洗化率100%をめざし、水洗化の推進を進めます。

- ・公営住宅の整備の方針

住み替え促進による地区内集約を図ります。

○その他

- ・炭鉱遺産・・・・・・・・・・ 旧北炭幌内炭鉱の選炭機跡地などの炭鉱遺産群
(音羽坑口、常盤坑口、焼ズリ山、変電所など)
- ・旧 JR 幌内線関連・・・・・・ 三笠鉄道村、線路、鉄橋、三笠トロッコ鉄道など
- ・文化・芸術・・・・・・・・・・ ミカサモダンアートミュージアム

4 唐松・清住地区

(1) めざすべき市街地像

「生産、生活、福祉の拠点」

軽工業と農業の振興を図るとともに、福祉施設の充実を進め、職・住・福祉近接の住みよい地域を目指します。

(2) 地域別の方針

○住居系土地利用は、一般道道岩見沢桂沢線を骨格道路として両側に住居系用途地域が指定され、良好な居住環境が形成されていますが、一部無人地域については、用途地域の縮小を検討し、場合によっては特定用途制限地域への指定も検討します。

○良好な住環境や生産環境を守るとともに、老人福祉施設を中心とした施設整備を民間活力により推進します。

○商業系土地利用では、現状を維持し、にぎわいの環境をつくります。

○工業系土地利用では、青山地区、春光町地区の未利用地を中心に、企業誘致を図ります。

○農地については、保全を原則とします。

○山林については、伐採後の民間所有に対し林地復元を指導します。

○3・3・1 岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）と一般道道岩見沢桂沢線の改良整備の促進を北海道へ要望するとともに市道唐松高台線の改良整備を進めます。

○唐松春光町児童公園、栄町児童公園、唐松町第1児童公園、唐松町第2児童公園は、地域人口の減少により、利用度が低くなっているため、全市的な公園の適正配置計画を検討します。

○民間所有の旧北炭幌内炭鉱の立坑やぐらは、地域のシンボルとして保存に向けた取り組みを支援します。

【土地利用の方針】

○都市的土地利用

・住居系土地利用

現在の用途地域を基本とします。

・工業系土地利用

現在の用途地域を基本とします。

・商業系土地利用

現在の用途地域を基本としつつにぎわいの環境をつくります。

○自然的土地利用

・農地

保全を原則とします。

・山林

保全を原則とします。

【都市施設の整備方針】

○交通体系の整備方針

一般道道岩見沢桂沢線の改良整備の促進を北海道へ要望します。

市道唐松高台線の改良整備を進めます。
老朽化した橋の適切な整備を検討します。

○公園緑地の整備方針

利用度の低い公園については、全市的な公園の適正配置を検討します。
公園施設の計画的更新を行います。

○公共下水道の整備方針

引き続き管渠の整備を進め、水洗化率100%をめざし、水洗化の推進を進めます。

○公営住宅の整備の方針

住み替え促進による地区内集約を図ります。

○河川の整備方針

河畔林を保全します。

○その他

- ・炭鉱遺産・・・・・・・・・・・・ 旧北炭幌内炭鉱の立坑やぐら、新幌内炭鉱坑口
- ・旧 JR 幌内線関連・・・・・・・・ 旧唐松駅



5 弥生・幾春別地区

(1) めざすべき市街地像

「都市と自然の分岐点・東の玄関口」

自然地域と隣り合わせの歴史ある市街地を大切に守り、東の玄関口としてふさわしい魅力ある地域づくりを進めます。

(2) 地域別の方針

- 三笠の東の玄関口としてふさわしい自然に囲まれた美しい街並みを守ります。
- 住居系土地利用は、公営住宅の廃止などにあわせ特定用途制限地域に指定するなど、一部用途地域の除外を検討します。
- 商業系土地利用は、交通量の増加を好機と捉え現状を維持し、商業者の取り組みを支援します。
- 工業系土地利用は、特定用途制限地域に指定するなどの手法により、永く未利用地となっている工業地域の除外を検討します。
- 未利用地の有効な活用法として成功した地域の財産であるあすか梅の杜のイベントなどを支援します。
- 引き続き、3・3・1 岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）の改良整備の促進を北海道へ要望し、交通安全を確保します。
- 幹線道路沿道の廃屋については、景観や防犯の面から所有者に対し除却などを促します。
- 民間所有の旧住友別炭鉱の立坑やぐらは地域のシンボルとして保存にむけた取り組みを支援します。

【土地利用の方針】

- 都市的土地利用
 - ・住居系土地利用
 - 未利用地については、用途地域からの除外を検討し、あわせて特定用途制限地域を定める等、適切な土地利用を検討します。
 - ・工業系土地利用
 - 未利用地については、用途地域からの除外を検討し、あわせて特定用途制限地域を定める等、適切な土地利用を検討します。
 - ・商業系土地利用
 - 現在の用途地域を基本としつつ、にぎわいの環境をつくります。
- 自然的土地利用
 - ・山林
 - 保全を原則とします。
- 都市施設の整備方針
 - ・交通体系の整備方針
 - 3・3・1 岩見沢三笠通（主要道道岩見沢三笠線）の改良整備の促進を北海道へ要望します。
 - 3・4・10 幾春別通の整備の必要性について検討します。
 - ・公園緑地の整備方針

利用度の低い公園については、全市的な公園の適正配置を検討します。

- 公共下水道の整備方針

引き続き管渠の整備を進め、水洗化率100%をめざし、水洗化の推進を進めます。

- 公営住宅の整備の方針

住替え促進による地区内集約を図ります。

- 河川の整備方針

河畔林を大切に保全します

○その他

- 市街地・・・・・・・・・・碁盤目状の市街地

- 炭鉱遺産・・・・・・・・・・旧住友奔別炭鉱の立坑櫓、旧幾春別炭鉱の錦立坑櫓、双葉町の炭住群（三角屋根）

- 化石コレクション・・・・・・・・三笠市立博物館の化石

- 地域のイベント・・・・・・・・梅まつり、幾春別神社炭山まつり



6 奔別・桂沢地区

(1) めざすべき市街地像

「人と自然が出会う交流拠点」

森林やダム湖などの自然景観を財産として、幾春別川総合開発事業と整合を図りながら施設整備に努め、観光交流地域として位置づけます。

(2) 地域別の方針

○森林区域は保全に努め、桂沢湖や幾春別川の水質を守るとともに「クリーン・グリーン三笠」にふさわしい自然景観を大切にします。

○幾春別川総合開発事業を要望し、二つの「ダム」は、自然環境と調和を図りつつ、観光資源として都市づくりに活かします。

○桂沢地区の国道452号及び主要道道岩見沢三笠線の改良整備の促進を国や北海道へ要望し、安全な道路環境の整備を図ります。

○桂沢観光ホテルは道路変更により、閉館となり解体されたことから新たな施設整備および周辺開発を検討します。

【土地利用の方針】

○自然的土地利用

・山林

保全を原則とします。

・湖畔

幾春別川総合開発事業に合わせ自然環境との調和を大切にした施設整備を行います。

○都市施設の整備方針

・交通体系の整備方針

主要道道岩見沢三笠線の改良整備の促進を北海道へ要望します。

・河川の整備方針

河畔林、湖畔林を大切に保全します。

○その他

・桂沢湖・桂沢ダム・三笠ぼんべつダム 幾春別川総合開発事業

・桂沢サイクリングロード 旧幾春別森林鉄道跡、5000 万年ひとまたぎ

・化石 アンモナイト

・観光施設 みかさ遊園・スキー場、温泉

・体験 カヌー、ラフティング（NPO法人）